

**E7秋田自動車道における通行止めの情報（第1報）**

## 能代河川国道事務所

**災害対策支部【注意体制(道路)】設置**

能代河川国道事務所では、吹雪のため視界が悪化し、事故の発生と今後車両の通行が困難な状況が見込まれることから、1月25日(水)14時55分から**秋田自動車道(鷹巣IC～小坂北IC)**を通行止めとします。

このため能代河川国道事務所では、14時55分に道路災害対策支部(注意体制)を設置します。

不要不急の外出を控えるとともに、今後の道路情報に十分な注意をいただようお願いいたします。

## ◆災害支部体制

区分	注意体制	警戒体制	非常体制	体制解除
[道路]	[設置] 1月 25日 14時 55分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分

## ◆交通規制の概要

秋田自動車道 鷹巣IC～小坂北IC 上下通行止め 規制開始 14時55分

※迂回路は、国道7号をご利用ください。

道路情報は、インターネットでもご覧になれます。

(事務所HP) <http://www.thr.mlit.go.jp/noshiro/index.html>

## 《問い合わせ先》

国土交通省 東北地方整備局 能代河川国道事務所  
道路災害対策支部(道路)  
TEL 0185-70-1001(事務所代表)

ふくしよちやう どうろ たんとう きききみのる  
副所長(道路担当) 佐々木 稔